

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良区から理事の氏名、住所の届出
道路の位置指定
- 土地改良区から理事の氏名、住所の届出
- 土地改良区設立の認可申請
- 土地配分計画の作成
- 支所々在地変更について

告示

鳥取県告示第三百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条
第九項の規定により、次のように土地改良区から理事の
氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十八年七月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木

木

武

東小鹿土地改良区

米原 三四二

東伯郡小鹿村大字東小鹿

米原 真之助

米原 忠夫

米原 篤夫

布原 鷹男

村岡 幸雄

米原 金夫

長江 公夫

布原 眞澄

平 壽実

光徳村東坪土地改良区

小谷 岩治

西伯郡光徳村大字東坪

山本 勳

米本 登一

中村 義則

大崎 政春
高見 伊三郎
杉本 守章
太田 改治
大崎 信一
山下 金藏

鳥取県告示第三百二十九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）
第八条の規定により次のとおり道路の位置を昭和二十八年七月二十八日指定した。

昭和二十八年七月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一 申請人の住所氏名

鳥取市西町二九〇番地

商工組合中央金庫鳥取出張所

所長 柳沢和雄

一 指定場所 鳥取市玄好町一五の一、一六の一、一六の三、一六の六

鳥取市材木町五六、五七

一 道路の延長 二二メートル

一 道路の巾員 四メートル

一 図面 省略

鳥取県告示第三百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条
第九項の規定により、次のように土地改良区から理事の
氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十八年七月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

船岡町下船岡土地改良区

裏坂 憲一

八頭郡船岡町大字船岡

橋本 梅藏

年岡 雄三郎

大字破岩

松本 才太郎 大字船岡
坂本 清実 " "
歳岡 義信 大字破岩
松本 金藏 大字船岡
山根 新松 " "
浅津村上浅津土地改良区
中村 重治 東伯郡浅津村大字上浅津
新川 敬治 " "
山根 侑 " "
籤内 弘 大字下浅津
中井 賢太郎 大字南谷

鳥取県告示第三百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第
一項の規定により、東伯郡上小鴨村大字石塚海地正利外
二十六人の者から、大鴨土地改良区設立の認可の申請が
あつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細
な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつ

て同法第八条第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十
四年農林省令第七十五号）第十六条の規定により、次の
とおり公告する。

昭和二十八年七月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一 縦覧に供すべき書類の名称

（一）土地改良事業計画書の写

（二）定款の写

二 縦覧の期間

昭和二十八年八月一日から同年八月二十日まで

三 縦覧の場所

上小鴨村役場

倉吉町

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対しての異議が
あるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて
知事に申し立てること

鳥取県告示第三百四十二号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基いて土地配分計画を作成したので、同条第三項の規定に基き次のとおり告示する。

昭和二十八年七月三十一日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

地区名	所在地		大字	増反者		備考
	郡	村		売渡予定数	反	
竹田(田代)	東伯	竹田	田代	二六二八	五二一	自作農創設特別措置法第三十一条による買收地
高城(赤坂)	"	高城	今在家	五	六、七〇	同右
上中山	"	上中山	八重	一	一、九一七	同法第三十八条による買收地
下中山	"	下中山	下甲	一	二、〇二六	同右

雑報

昭和二十八年七月三十一日

鳥取食糧事務所長 西山 義雄
支所々所在地変更について

当所米子支所の所在地を昭和二十八年五月一日から次の

とあり変更した。

事務所々所在地 新 鳥取県米子市万能町七二番地(旧 庁舎東隣)
旧 " " " "

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 八金

鳥取県鳥取市東町取
鳥取者
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取